

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）

福島県報

目次

告示

- 生活保護法による介護扶助等のための介護機関を指定した件 三〇四
- 生活保護法による指定医療機関の事業を廃止した旨届出があった件 三〇四
- 大規模小売店舗の新設の届出について意見があった件 三〇五
- 大規模小売店舗の変更の届出について意見があった件 三〇五
- 指定漁船を普通損害保険に付すべきことについて同意があった件二 三〇五
- 保安林の指定施業要件を変更した旨の通知をする森林所有者等の所在が不明であるため当該通知の内容を掲示した件 三〇六
- 都市計画事業を認可した件 三〇六
- 福島県選挙管理委員会 三〇六
- 不在者投票のできる施設の変更した旨届出があった件 三〇六
- 福島海区漁業調整委員会 三〇七
- 小型定置漁業の保護区域について指示する件 三〇七
- はえなわ漁業について指示する件 三〇七
- 漁業法により指示する件 三〇七

告示

福島県告示第五百八号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。）により、介護扶助及び介護支援給付のための居宅介護若しくは居宅介護支援計画の作成、福祉用具の給付、介護予防若しくは介護予防支援計画の作成又は介護予防福祉用具の給付を担当させる機関を次のとおり指定した。

令和七年七月十八日

福島県知事 内堀雅雄

事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指定年月日	サービスの種類
認知症高齢者グループホームゆい	相馬郡新地町小川字山海道三〇番地	株式会社唯	相馬郡新地町小川字山海道三〇番地	令和七年七月七日	認知症対応型共同生活介護
コスモ調剤薬局下宿店	須賀川市下宿町六〇	株式会社コスモファーマ	郡山市桑野三丁目一二番二号	同年三月一日	居宅療養管理指導
				九日	防居宅療養管理指導

（社会福祉課）

福島県告示第五百九号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第五項において準用する同法第五十条の二の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。）により、次の指定介護機関から当該指定介護機関の事業を廃止した旨届出があった。

令和七年七月十八日

福島県知事 内堀雅雄

事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	廃止年月日	サービスの種類
グループホームきずな	田村郡小野町大字谷津作字	株式会社エコ	郡山市喜久田町卸一丁目一一七番地一	令和七年三月二二日	認知症対応型共同生活介護

高山三番地五	株式会社 コスモ 郡山市桑野三丁目一二番二號	同年五月三十一日	介護予防認知症対応型共同生活介護
会津若松市材木町二四一	株式会社 コスモ ファーマ	同年五月三十一日	居宅療養管理指導 介護予防 防居室療養管理指導
会津若松市中央二二八	株式会社 せくら	同年二月三十一日	居宅療養管理指導 介護予防 防居室療養管理指導

(社会福祉課)

福島県告示第五百十号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八条第一項の規定により第五條第一項の新設の届出に係り聴取した意見の概要及び第八條第二項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を令和七年七月十八日から同年八月十八日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県東北地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び福島市総務部総務課市民情報室に備え置いて縦覧に供する。

令和七年七月十八日

福島県知事 内堀雅雄

一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地

ハードオフ福島南店・福宝福島店 福島県福島市鳥谷野字扇田六十五番ほか

二 法第八條第一項の規定により福島市から聴取した意見の概要

1 交通に係る事項

(一) 道路法第二十四條及び第三十二條工事がある場合は別途協議すること。なお、道路法第二十四條工事で道路法第三十二條工事の舗装も含めて施工する場合は、

道路法第三十二條物件の掘削幅及び影響幅を図面に明示すること。

(二) 北側市道の出入口について別途協議すること。

(三) 南側市道について車両の出入りができない構造とすること。構造については別途協議すること。

2 廃棄物の発生に係る事項

(一) 事業活動に伴って発生する廃棄物の発生抑制に努め、再資源化できるものについては、再資源化ルートを利用し、極力再生利用を図ること。

(二) 廃棄物の処理にあたっては、適正に処理すること。

三 法第八條第二項の規定により述べられた意見の概要

意見書の提出なし

(商業まちづくり課)

福島県告示第五百十一号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八条第一項の規定により第六條第一項の変更の届出に係り聴取した意見の概要及び第八條第二項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を令和七年七月十八日から同年八月十八日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県東北地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び伊達市産業部商工観光課に備え置いて縦覧に供する。

令和七年七月十八日

福島県知事 内堀雅雄

一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地

スーパーセンタートライアル伊達保原店 福島県伊達市保原町上保原字正地内三十七番一ほか

二 法第八條第一項の規定により伊達市から聴取した意見の概要

意見なし

三 法第八條第二項の規定により述べられた意見の概要

意見書の提出なし

(商業まちづくり課)

福島県告示第五百十二号

漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第一百二十二條第一項の規定により、小名浜加入区の指定漁船所有者から、その所有する指定漁船の全部を普通損害保険に付すべきことについて同意があった。

令和七年七月十八日

福島県知事 内堀雅雄

(水産課)

福島県告示第五百十三号

漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第一百二十二條第一項の規定により、富能加入区の指定漁船所有者から、その所有する指定漁船の全部を普通損害保険に付す

べきことについて同意があった。
令和七年七月十八日

福島県知事 内堀雅雄
(水産課)

福島県告示第五百十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第三十三条第六項において準用する同条第三項の規定により、保安林の指定施業要件を変更した旨の通知をする相手方のうち次に掲げる者については、その所在が不明であるため、同法第八十九条の規定により当該通知の内容を郡山市役所の掲示場に掲示した。
当該通知の内容の要旨は、次のとおりである。
令和七年七月十八日

福島県知事 内堀雅雄

一 所在の不明な者の氏名

細谷林蔵 阿部三吾 安藤クニ 伊藤金助 伊藤伸之助 伊藤半五郎 伊藤文七
伊藤豊吉 伊藤浪五郎 遠藤常吉 吉田庄太郎 吉田米松 橋本タカ 橋本竹次郎
熊田民作 古川半三郎 戸城安敬 高橋松蔵 高橋清松 佐久間佐平治 佐久間治郎
助 山口善太 山口榮吉 山崎ナツ 七海久治 七海作次郎 七海作太郎 宗形喜平
宗形常吉 宗形徳次郎 宗形文六 小林勝治 松山傳吉 人見新三郎 人見新之助
人見直治 菅野亀治 菅野儀助 菅野熊之助 菅野忠兵衛 星平助 石井石松 石
井丹治 増戸治左衛門 大橋春吉 大橋仙治 大橋彦弥 大橋弥作 大橋弥次右衛門
大原新松 中村喜右衛門 中村喜代松 中村亀治 中村徳右衛門 中村友治 渡邊
三太郎 渡邊松之助 柏櫓太惣治 片吉半左衛門 片吉半助 本田キク 本田重三郎
鈴木久三郎 鈴木源四郎 鈴木春三郎 鈴木新之丞 鈴木斧吉 鈴木又四郎 鈴木
浪吉 齋藤大助 鈴木観照 本郷部落惣代人斉藤貞江 本郷部落代人斉藤貞江

二 通知の内容の要旨

- 1 保安林の指定施業要件を変更したこと。
2 当該変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については、保安林の指定施業要件を変更する件（令和七年福島県告示第四百三十七号）によること。
(森林保全課)

福島県告示第五百十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第一項の規定により、都市計画事業について、次のとおり認可した。
令和七年七月十八日

- 一 施行者の名称 福島市 福島県知事 内堀雅雄
二 都市計画事業の種類及び名称 県北都市計画道路事業 三・四・百九号 矢剣町渡利線

- 三 事業施行期間 令和七年七月十八日から令和十四年三月三十一日まで
四 事業地 収用の部分 福島市渡利字天神、字大久保及び字山ノ下地内
使用の部分 福島市渡利字天神地内
(まちづくり推進課)

福島県選挙管理委員会

福島県選挙管理委員会告示第五十六号

福島県公職選挙法等執行規程（昭和四十年福島県選挙管理委員会告示第十八号）第八條第四項（第百一十一條第一項又は第百一十二條第一項において準用する場合を含む。）の規定により、次のとおり不在者投票のできる施設の名称を変更した旨の届出があった。
令和七年七月十八日

福島県選挙管理委員会
委員長 成田良洋

変 更 前	変 更 後	変 更 年 月 日
医療法人社団敬愛会 福島南循環器科病院	医療法人社団敬愛会 福島南病院	令和七年四月一日

福島海区漁業調整委員会

福島海区漁業調整委員会指示第四号

福島県地先海面における小型定置の保護区域について、漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第百二十条第一項の規定により、次のとおり指示する。
令和七年七月十八日

福島海区漁業調整委員会
会長 今野智光

一 保護区域

小型定置の保護区域は、次のとおりとする。

漁業の種類	保護区域
小型定置（第二種共同漁業権及び福島県漁業調整規則第四条第一項第十一号により営むもの）	網漁具張り立ての位置から、前面五百メートル、後面五百メートル及び沖面五百メートルの連絡線によって囲まれた区域

の

二 漁業の禁止

一の保護区域においては、まき網漁業、固定式刺し網漁業、流し網漁業、機船船びき網漁業、かご漁業、どう漁業及びつぼ漁業を営んではならない。

三 指示の有効期間

この指示の有効期間は、令和七年九月一日から令和八年八月三十一日までとする。

福島海区漁業調整委員会指示第五号

福島県の地先海面におけるはえなわ漁業について、漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第二百二十条第一項の規定により、次のとおり指示する。

令和七年七月十八日

福島海区漁業調整委員会

会長 今 野 智 光

一 操業の承認

最大高潮時海岸線における富岡川河口中央から正東の線以南の水深百メートル以深の福島県の海域において、はえなわ漁業（浮きはえなわ漁業を除く。）を操業しようとする者は、使用する船舶ごとに福島海区漁業調整委員会の承認を受けなければならない。

二 承認の対象漁船

はえなわ漁業に係る操業の承認の対象船舶は、総トン数七トン未満とする。

三 操業期間

一に規定する海域における操業期間は、令和七年十月一日から令和八年三月三十一日までとする。

四 制限又は条件

1 操業の禁止区域

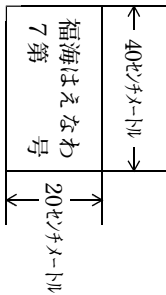
次に掲げる海域での操業は、禁止する。

北緯三十七度十七分四十九秒以南の水深百メートルから水深三百メートルの福島県の海域

2 承認証の備付け及び標識の表示

操業の承認を受けた者は、操業に際し、別に定める承認証を船内に備え付け、次に掲げる標識を船舶の船橋の両側面の見やすい箇所に表示しなければならない。

3 操業の協定



操業の承認を受けた者は、漁場において他種漁業との競合又は操業上の紛争が生じたときは、関係者と操業協定を締結し、これを遵守しなければならない。この場合において、操業協定が締結されるまでの間は、競合又は紛争の生じない漁場に移動しなければならない。

五 承認の取消し

この指示に違反したときは、承認を取り消すことがある。

六 指示の有効期間

この指示の有効期間は、令和七年十月一日から令和八年九月三十日までとする。

福島海区漁業調整委員会指示第六号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第二百二十条第一項の規定により、次のとおり指示する。

令和七年七月十八日

福島海区漁業調整委員会

会長 今 野 智 光

福島県漁業調整規則（令和二年福島県規則第六十八号）第四十一条の二第一号から第五号までに規定する区域においては、令和七年十月十五日から同年十一月十四日までの間は、はえなわ漁業を営んではならない。